

## 公園、広場、川その他これらに類するもの

建築物の敷地が「…公園、広場、その他これらに類するもの」に接する場合の形態制限等の緩和については下記のとおりとする。

	通路	水路	水面	線路敷	公園・広場	備考
延焼ライン	1/2	1/2	緩和有 (防火上有効)	緩和有 (防火上有効)	緩和有 (防火上有効)	法第2条
採光	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	令第20条
道路斜線	通路の 反対側	水路の 反対側	水面の 反対側	線路敷の 反対側	公園の 反対側	令第134条
隣地斜線	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	令第135条の3
北側斜線	1/2	1/2	1/2	1/2		令第135条の4
日影規制	1/2	1/2	1/2	1/2		令第135条の 12

※空地としての担保性のないものは緩和対象外とする。

関連告示	
参 考	昭和46年1月29日住指発第93号、昭和46年11月19日住街発第1164号